

日弁連総第9号
2018年（平成30年）6月18日

法務大臣 上 川 陽 子 殿

日本弁護士連合会
会長 菊 地 裕太郎

勸 告 書

当連合会は、人権救済申立事件（2011年度第32号、2012年度第5号及び2013年度第39号）につき調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

- 1 別紙調査報告書記載の死刑確定者8名は、刑事訴訟法479条1項にいう心神喪失の状態に該当し、又はその疑いがあるので、死刑の執行を停止するよう勸告する。
- 2 死刑確定者について、適正手続保障の観点から、法務省から独立した機関において、刑事訴訟法479条1項にいう心神喪失の状態にあるか否かを判定し、判定結果が死刑確定者や親族等に報告され、その判定結果の概要の公表がなされる、一連の法整備を行うよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以 上

日弁連総第9号
2018年（平成30年）6月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

勸告書

当連合会は、人権救済申立事件（2011年度第32号、2012年度第5号及び2013年度第39号）につき調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

死刑確定者について、適正手続保障の観点から、法務省から独立した機関において、刑事訴訟法479条1項にいう心神喪失の状態にあるか否かを判定し、判定結果が死刑確定者や親族等に報告され、その判定結果の概要の公表がなされる、一連の法整備を行うよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

日弁連総第9号
2018年（平成30年）6月18日

衆議院議長 大島理森 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

勸告書

当連合会は、人権救済申立事件（2011年度第32号、2012年度第5号及び2013年度第39号）につき調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

死刑確定者について、適正手続保障の観点から、法務省から独立した機関において、刑事訴訟法479条1項にいう心神喪失の状態にあるか否かを判定し、判定結果が死刑確定者や親族等に報告され、その判定結果の概要の公表がなされる、一連の法整備を行うよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

日弁連総第9号
2018年（平成30年）6月18日

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

日本弁護士連合会
会長 菊 地 裕太郎

勸 告 書

当連合会は、人権救済申立事件（2011年度第32号、2012年度第5号及び2013年度第39号）につき調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

死刑確定者について、適正手続保障の観点から、法務省から独立した機関において、刑事訴訟法479条1項にいう心神喪失の状態にあるか否かを判定し、判定結果が死刑確定者や親族等に報告され、その判定結果の概要の公表がなされる、一連の法整備を行うよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以 上

心神喪失が疑われる死刑確定者の死刑執行停止を求める人権救済申立事件
調査報告書

2018年（平成30年）6月15日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 心神喪失が疑われる死刑確定者の死刑執行停止を求める人権救済申立事件
受付日 2011年（平成23年）12月27日
2012年（平成24年）5月14日
2014年（平成26年）3月3日
申立人 X, Y
相手方 法務省, 日本政府

第1 結論

法務大臣, 内閣総理大臣, 衆議院議長及び参議院議長に対し, 「勧告書」のとおり勧告するのが相当である。

第2 勧告の理由

1 申立ての趣旨

- (1) 申立人Xの申立ての趣旨は, ①別紙1に記載の死刑確定者8名（以下「本件死刑確定者ら」という。）は, いずれも, 心神喪失の状態にあるが, 刑事訴訟法479条1項に反して死刑の執行がなされる危険性があるため, これらの者について死刑の執行を行わないよう勧告する旨, ②日本国内で独立した第三者機関により同項所定の事由の有無について判断する制度が存在しないので, 同項を機能させるため独立した第三者機関の設置を勧告する旨, 求めるものである。
- (2) 申立人Yの申立ての趣旨は, 死刑確定者Aが心神喪失の状態にあると思われるにもかかわらず, 刑事訴訟法479条1項に反して死刑の執行がなされる危険性があるため, 同人について死刑の執行を行わないよう勧告するよう求めるものである。

2 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

申立人Xは, 映画監督であり, えん罪支援運動や死刑廃止運動などでも知られる人物である。申立人Xの申立ては, 死刑確定者本人や親族からの依頼によるものではなく, 申立人X自身の判断にて提起されたものである。申立人Yは, 東京拘置所に収容されている死刑確定者Aの親族である。

申立人らの主張は, 上記申立ての趣旨記載のとおりである。

(2) 相手方の主張の要旨（法務省矯正局）

当連合会からの照会に対して, 法務省矯正局は, 本件死刑確定者ら全員の精神状態, 治療状況, 精神鑑定実施の有無等について, 一切の回答を拒否し

た。

(3) 本件の争点

- ① 本件死刑確定者らは刑事訴訟法479条1項の「心神喪失の状態」にあるか。その前提として、刑事訴訟法479条1項の「心神喪失の状態」の定義及びその法的位置付け。
- ② 刑事訴訟法479条1項の「心神喪失の状態」につきいかに判定されるべきか。現行法上判定手続の定めがないことは人権侵害か。

3 調査の経過

(1) 申立人、本件死刑確定者らの家族、確定審・再審弁護人からの事情聴取

- ① 2011年12月27日 申立人Xからの申立て受付（2011年度第32号）
- ② 2012年 1月25日 予備審査開始
- ③ 同年 3月23日 申立人Xから事情聴取
- ④ 同年 4月17日 本調査開始（2011年度第32号）
- ⑤ 同年 5月14日 申立人Xからの申立て受付（2012年度第5号）
- ⑥ 同年 5月23日 本調査開始（2012年度第5号）
- ⑦ 同年12月28日 本件死刑確定者らの確定審弁護人又は再審弁護人宛て照会書発送
- ⑧ 2013年 1月15日～9月28日 上記照会に対する回答書等受領
- ⑨ 同年 3月19日 死刑確定者Fの親族から事情聴取
- ⑩ 同年 8月30日 申立人Yから事情聴取
- ⑪ 2014年 3月 3日 申立人Yから死刑確定者Aに関する申立て受付
- ⑫ 同年 3月24日 上記申立てにつき本調査開始（2013年度第39号事件）

(2) 法務省矯正局に対する照会

- ① 2012年 8月 7日 法務省矯正局宛て照会
- ② 同年 8月24日 上記照会に対する回答受領
- ③ 2013年 8月18日 死刑確定者Aについて、法務省矯正局宛て照会
- ④ 同年10月 1日 上記照会に対する回答書受領

(3) 本件死刑確定者らに対する事件委員、協力医による面談聴取

- ① 2013年 5月 9日 東京拘置所にて死刑確定者Fが事件委員の面

会を拒絶

- ② 同年 9月18日 東京拘置所にて死刑確定者Aが事件委員の面会を拒絶，申立人Yの面会も拒絶（後日同人が再度面会を申し込んだが拒絶）
- ③ 2014年 3月17日 事件委員が東京拘置所にて死刑確定者Gと面会
- ④ 同年 4月18日 事件委員が大阪拘置所にて死刑確定者Cと面会
- ⑤ 同年 4月21日 事件委員が東京拘置所にて死刑確定者Bと面会
- ⑥ 同年 7月11日 事件委員及び中谷陽二医師が東京拘置所にて死刑確定者B，死刑確定者G及び死刑確定者Hと面会
- ⑦ 同年 8月21日 事件委員が仙台拘置支所にて死刑確定者Dと面会
- ⑧ 同年 9月25日 事件委員及び福井裕輝医師が大阪拘置所にて死刑確定者Cと面会
- ⑨ 同年10月29日 事件委員が東京拘置所にて死刑確定者Eと面会
- ⑩ 同年11月 4日 事件委員及び岡崎伸郎医師が仙台拘置支所にて死刑確定者Dと面会
- ⑪ 2015年12月 4日 事件委員及び福井裕輝医師が東京拘置所にて死刑確定者Eと面会

(4) 訴訟記録等の調査

確定審及び再審における刑事訴訟記録，本件死刑確定者らからの手紙等を収集し，再審請求弁護人から事情聴取をするなどして調査した。

(5) 文献等の調査

本調査報告書末尾文献目録記載のとおり。

(6) 研究者からの意見聴取

- ① 2013年4月25日 横藤田誠教授（広島大学大学院社会科学研究所，憲法学）から，精神障害者に対する死刑執行手続に関する米国の状況をヒアリング
- ② 2017年5月17日 笹倉香奈教授（甲南大学法学部，刑事法）から，死刑執行段階での適正手続の法理に関する英米法

理論と米国連邦最高裁判決（フォード判決，パネッティ判決）の位置付け等につきヒアリング

(7) 死刑確定者の心神喪失に関わる当連合会の勧告

- ① 重篤な精神病に罹患している死刑確定者に対する死刑執行に関する人権救済申立事件における2004年2月25日付け法務大臣宛て勧告（死刑確定者B）
- ② 東京拘置所の精神医療に関する人権救済申立事件における2007年1月6日付け東京拘置所長宛て勧告（死刑確定者F）
- ③ 東京拘置所死刑確定者心神喪失に関する人権救済申立事件における2011年1月27日付け法務大臣宛て勧告（死刑確定者袴田巖氏）

4 人権侵害性の判断

(1) 刑事訴訟法479条1項に定める「心神喪失の状態」の意義

① 刑事訴訟法314条1項に定める「心神喪失の状態」との異同

刑事訴訟法479条1項は「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。」と規定しており、「心神喪失の状態」にある死刑確定者は死刑の執行が必要的に停止されることとなっている。同項における「心神喪失の状態」の解釈に関しては、最高裁判所の判例はなく、下級審判例もほとんど形成されていない¹。しかし、学説の多くは、死刑執行停止の理由を「自己の生命が裁判により失われるという自覚を欠く者に対しては、刑の執行として意味を有しない」ためであると捉え、同項における「心神喪失の状態」とは、「認識能力」（「自己の違法行為を非難する裁判に基づいて自己の生命の絶たれることを認識する能力」）を欠く状態であると説明している²。

これに対し、公判手続の必要的停止事由である被告人の「心神喪失の状態」（刑事訴訟法314条1項）については、通説・判例とも、意思能力（訴訟能力）を欠く状態であるとし、「認識能力」又は「防御能力」（「被告人としての重要な利害を弁別し、それに従つて相当の防御をすることができる能力」）を欠く状態であると解している（最三小判平成7年2月28日刑集49巻2号481ページ等³）。

1 ただし、帝銀事件死刑確定者人身保護請求事件に関する東京地裁昭和62年4月23日判決（「判例時報」1229号108ページ）は、同項の「心神喪失の状態」の定義について国側が認識能力のない状態と主張したのに対し、「精神の障害により事物の理非善悪を弁別する能力又はその弁別に従つて行動する能力のない状態をいう」と判示している。

2 松尾浩也監修「条解刑事訴訟法〔第3版〕」（2003年）995ページ、河上和雄ほか編「大コンメンタール刑事訴訟法第二版第10巻」348ページ〔玉岡尚志、飯島泰〕青林書院2013年。

3 前掲2 大コンメンタール479ページ等。なお、近時の裁判実務においては、「訴訟能力」の概念には、「公判手続執行能力」と個別的な「訴訟行為能力」の2つの概念がある（中谷雄二郎『最高裁判所判例解説刑事編平成7年度』（1998年、法曹会）267ページ。また、近時の学説には、訴訟能力を訴訟におけるコミュニケーション能力と訴訟行為能力に区分して考察しようとする流れがある（高田昭正「訴訟能力」季刊刑事弁護3号144ページ、白鳥祐司「訴訟能力とは何か」法と精神医療22号14ページ、新屋達之「再審請求

このように両者が区別されている理由は、公判手続においては被告人に十分な防御の機会が与えられなければならない、被告人が防御することができないような状態にある場合は公判を行うことができない、として訴訟能力の具備が求められるのに対し⁴、死刑確定者は防御権が十分保障されるべき刑事裁判（公判）段階を終了し、刑の執行段階にあるため、防御権の保障に配慮することを要しないと発想にあるものと思料される。

② 死刑確定者の法的地位

ア しかしながら、死刑確定者であっても、刑罰として死刑執行を受ける地位にあるとともに、死刑執行に至るまでその居住を刑事施設内に限定されることで移動の自由を奪われる立場にあるが（刑法11条2項）、それ以外の自由・権利まで奪われているわけではない。その拘禁目的や移動の自由の抑制に伴う限度での権利行使の制限はあるものの、被拘禁中も自己の生命身体の安全や健康、外部交通など精神的自由、名誉や財産等は基本的に保障されている^{5,6}。

そして、死刑が生命を奪う究極の刑罰であることからすれば、死刑確定者は、死刑執行の直前まで、再審請求権が保障され誤判から自己の生命を防御する機会が与えられるとともに（刑事訴訟法439条1項2号⁷）、自身が心神喪失の状態にあるとして刑執行の必要的停止を求める一定の利益を有するというべきである（同法479条1項）。

かかる利益の法的性質を検討するに、公権力を手続的に拘束し、人権を手続的に保障していこうという趣旨で、憲法31条の適正手続保障が市民に不利益を課す行政手続（広く行政強制）に準用されることに鑑みれば⁸、刑事確定審後の死刑執行段階における法務大臣の死刑執行停止命令の発動の場面においても、それ自体は行政組織内部の職務命令として内部行為の性格を有するものの、当該命令が発動されるか否かによって失われる利益は、死刑確定者の生命の権利という、後戻りのできない絶対的な利益であることに照らし、憲法31条の準用が認められるべきで

と訴訟能力」大宮ローレビュー第5号142ページ参照）。

4 前掲2 大コンメンタール478ページ

5 浦部法穂「憲法学教室第3版」（2016年日本評論社）80ページは、「不可侵の人権を保障した日本国憲法のもとで、在監者について特別の人権制限が認められ得るのは、憲法自身が在監関係の存在を認めており（18条、31条）、その目的を達成するためには、一定の特別な人権制限が必要とされるからである。そうであれば、在監者の人権に対する制限は、この目的を達成するための必要最小限度のものにとどまるべきであって、それを超えた包括的な支配権限が権力主体に認められるという筋合いのものではない」としている（芦部信喜「憲法第6版」2015年岩波書店108ページ同旨）。

6 日本弁護士連合会の受刑者（死刑確定者）の出廷制限に関する人権救済申立事件における法務大臣等宛勧告（2007年11月6日）、死刑確定者の再審請求弁護人との面会時のパソコン使用等に関する人権救済申立事件における大阪拘置所長宛警告（2016年3月31日）

7 なお、配偶者等には死刑確定者の死亡後も再審請求権が認められている（刑事訴訟法439条1項4号）。

8 最大判平成4年7月1日 民集46巻5号437ページ成田新法事件判決

ある。

加えて、国際人権（自由権）規約（以下「自由権規約」という。）⁹ 6条1項は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない」と定め、生命権が人間固有の根幹的な人権であること、国家が恣意的に奪うことは許されないことを示している。よって、国家（法執行機関）が法律に基づいて人の生命を奪う場合でも、恣意的又は裁量的な処置が許されるわけではなく¹⁰、少なくとも適正な手続が保障されるべきことは言うまでもない。

さらに、同条4項は、「死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する」と定めており、死刑確定者には、死刑からの減刑、すなわち、無期懲役刑を含むより軽い刑種に変更を求める権利があり、自己の生命維持を図る機会が与えられるものとしている。心神喪失による死刑執行の必要的停止の場合は、より軽い刑種への変更を認めるものではないが¹¹、生命維持を図る方向での処置を求めるという意味では死刑からの減刑を求める権利とその基礎を同じくするものと考えられる。ゆえに、自由権規約6条4項の減刑を求める権利は、心神喪失の場合における死刑の執行停止を求める法的利益をも含むと解することができる。少なくとも、同項に準じて、死刑確定者は、心神喪失による死刑の執行停止を求める権利を有するというべきである¹²。

以上により、死刑確定者は、憲法31条、自由権規約6条1項、4項に準じ、死刑執行の直前まで心神喪失による死刑の執行停止を求め、適正な手続にて判定を受ける権利を有すると解される。

イ そうすると、刑事訴訟法479条1項に関するかかる死刑確定者の権利性をも勘案した場合、同項の「心神喪失の状態」（死刑適応能力及び死刑受刑能力がないこと）とは、死刑執行が迫っていることとその理由

9 我が国が批准、発効した条約であり（1966年12月国連総会採択・成立、1976年3月発効、1978年5月日本署名、1979年6月21日国連事務総長に批准書を寄託し同年9月21日に国内的に発効）、憲法98条2項（日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。）により特段の立法を待たず当然に国内法としての効力を有し、かつ国内法体系における効力順位として憲法には劣位するが法律に優先する法規範である。そして、締結国は、規約で定められた権利を尊重、確保する義務を負い（自由権規約2条1項）、そのために必要な立法その他の措置を執る必要がある（同2条2項）。また、規約上の権利が侵害された場合は、裁判所等において救済措置を講じる必要がある（2条3項）。

10 徳川信治「自由権規約6条と死刑問題（1）」立命館法学239号（1995年）参照。

11 ただし、刑事訴訟法314条1項（公判能力）に関して、前出最判平成7年2月28日における裁判官千種秀夫の補足意見は、「仮に被告人に訴訟能力がないと認めて公判手続を停止した場合におけるその後の措置について付言すると、・・・その後も訴訟能力が回復されないとき、裁判所としては、検察官の公訴取消しがない限りは公判手続を停止した状態を続けなければならないのではなく、被告人の状態等によっては、手続を最終的に打ち切ることができるものと考えられる」と指摘し、相当期間の観察を経て心神喪失の状態が回復されないときは、公訴棄却により死刑を免れ得る場合があることを示した。

12 自由権規約人権委員会の一般的意見6（16）7項は、「独立の裁判所による公正な審理を受ける権利、無罪の推定、防御のための最小限の保障及び上級の裁判所による再審理を受ける権利を含め、規約で定められた手続上の保障は遵守されなければならない。これらの権利はさらに、死刑に対する特赦又は減刑を求める特別の権利にも適用される」としている。

を認識する能力（認識能力）又は死刑若しくはその執行を不当若しくは違法とする情報を弁護人や裁判所に伝える能力（防御能力）を欠いた状態と理解されるべきこととなる。心神喪失の状態であることを自ら争えない、あるいは弁護人などに情報を伝達して争ってもらふ機会を得ないまま、心神喪失が客観的公正な手続により審査されずに死刑執行が行われる危険性があることは、死刑確定者の刑事訴訟法479条1項に関わる権利ないし法的利益を侵害することになるからである。

③ 再審請求権との関係

再審は死刑執行の適否そのものを争う手段ではないが、執行の根拠となる判決を争うものである。そして、再審請求の時期には制限はなく、執行の直前まで再審請求が可能なのは前述のとおりである¹³。再審は死刑確定者本人に請求権があり（同法439条1項2号）、かつ、弁護人を選任することができるが（同法440条）、刑確定前と異なり必要的弁護の概念はなく（刑事訴訟法289条、391条、414条、451条4項）、国選弁護人制度（同法290条、37条4号）を利用することもできない。したがって、死刑確定者が再審請求をする場合、自ら手続を行うか、自ら弁護人を依頼するか、いずれかしかない。実際、相当数の死刑確定者が再審請求を弁護人なしに自ら行っている。

すなわち、再審請求をするかしないかは死刑確定者が自ら判断しなければならず、同人に適切な判断能力が備わっていなければ、仮に再審事由が存在したとしても再審請求がなされない可能性がある。

この判断能力には、死刑判決により刑が執行されることを合理的に理解する能力（認識能力）以上のもの、すなわち、死刑又は執行を違法不当とする情報を弁護人や裁判所に伝える能力（防御能力）が必要となる。

よって、死刑執行の直前まで死刑確定者に再審請求権を認めている再審制度自体が、有罪判決を受けた本人に死刑執行の直前まで判断能力（認識能力と防御能力）があることを当然の前提としているということとなる。防御することができないような状態にある場合は、自ら又は弁護人を選任して、再審請求を行うことができないからである。

以上の観点に照らしても、刑事訴訟法479条1項の「心神喪失の状態」とは、認識能力又は防御能力を欠く状態というべきである。

(2) 認識能力の内実

¹³ 配偶者等には死後再審請求権も認められていることは、前記注7。

もう1点留意されるべきは、上記「認識能力」(死刑執行が迫っていることとその理由を認識する能力)の内実である。すなわち、「刑の執行としての意味」、「死刑執行の目的である正義の理念」に勘案すると、妄想によって死刑執行の理由に対する合理的理解を欠く場合には、認識能力があるとは言えず、死刑受刑能力は否定されるべきである。

具体的には、自己の犯罪と刑罰に関して自覚は持っているものの、重度の妄想のために、社会一般が共有する犯罪と刑罰の理解とはかけ離れた認識を持つに至っている場合には、死刑執行は応報的価値に疑問がある。そのような意味の認識しかない者に死刑を執行することは、刑の執行としての意味を欠き、正義の理念に反するというほかないからである。

よって、刑事訴訟法479条1項において「認識能力」があると言えるためには、死刑確定者が死刑執行の理由について合理的に理解していること(自己の犯罪と科される刑罰について合理的理解が可能であること)が必要であることに留意されなければならない¹⁴。

この点、死刑判決後の控訴取下げの有効性(刑事訴訟法314条1項公判能力)が問題になった事案ではあるが、最二小判平成7年6月28日刑集49巻6号785ページは、「死刑判決に対する上訴取下げは、上訴による不服申立ての道を自ら閉ざして死刑判決を確定させるという重大な法律効果を伴うものである」との認識を前提に、「申立人は一審の死刑判決に不服があり、無罪となることを希望していたにもかかわらず、右判決の衝撃及び公判審理の重圧に伴う精神的苦痛により、拘禁反応としての『世界で一番強い人』から魔法をかけられ苦しめられているという妄想様観念を生じ、その影響下において、いわば八方ふさがりの状態で、助かる見込みがないと思い詰め、その精神的苦痛から逃れることを目的として、本件控訴取下げに至ったものと認められるのであって、申立人は、本件控訴取下げ時において、自己の権利を守る能力を著しく制限されていたものというべきであるから、本件控訴取下げは無効と認めるのが相当である。」と判示した事例が参考になる。

(3) 判定手続不存在の人権侵害性

刑事訴訟法479条1項の死刑執行停止に関する条項は、死刑確定者の請求権としては規定されず、法務大臣の職権により行われるものとされ、「心神喪失の状態」に関する判定手続は具体的に法定されていない。そのため、心神喪失の状態が見逃されて死刑執行がなされる可能性を否定することが

14 同旨、後出パネッティ判決〔Panetti v. Quarterman, 551 U.S. 930 (2007)〕

できず、それが心神喪失ないし心神喪失が疑われる死刑確定者に対する極めて重大な人権侵害に該当することは論を待たない。

我が国の死刑の運用においても、死刑の確定判決を受けた者に対し、どのような基準で、どのような資料に基づき死刑執行の命令がなされるのかは全く明らかにされていない。死刑の執行に当たり、本人の精神障害、精神症状の有無を的確に判断し、心神喪失の疑いのある死刑確定者を執行の対象から除外するというスクリーニングの制度は法定されておらず、運用の実態も明らかにされていない^{15,16}。

そのため、我が国においては、過去において、例えば川中鉄夫死刑囚¹⁷や藤間静波死刑囚¹⁸のように、心神喪失の状態にあることが強く疑われる状況にありながらも、実際に死刑が執行されてきたとの指摘がなされた経緯もある。国連拷問等禁止委員会からは、「心神喪失の状態にある死刑確定者の執行を禁止している刑事訴訟法第479条第1項に反して、藤間静波の事例におけるように、たとえその人物が裁判所によって精神疾患であると認定されていても、死刑が執行されたことについての報告があること」に「深い懸念」が表明されている¹⁹。

したがって、刑事訴訟法479条1項に「心神喪失の状態」であれば死刑の執行を必要的に停止するとの条項がありながら、死刑確定者の状態を判定する手続が法定されていないことは重大な問題であり、適正手続保障に欠ける疑いがあると言わざるを得ない。

(4) 適正手続の保障内容

① 事前告知

心神喪失の判定に際して保障されるべき手続の内容としては、まず、適正手続の観点から死刑確定者にも告知聴聞権が与えられることが必要となる。

ゆえに、死刑執行の朝まで死刑確定者本人にも執行が告知されず、家族や弁護人には事後的に知らされる日本の現状は改められる必要がある。つまり、死刑確定者が心神喪失を争えるだけの期間を置いた事前告知がなされなければならない²⁰。

15 日本弁護士連合会2004年10月8日付け「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」等参照。

16 刑事施設又は法務省が死刑確定者の精神状態をどのように把握しているかについても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条に該当するとして診療情報の開示が行われない。

17 山本真理「精神科医と死刑執行ー日本の精神科医はWPAマドリッド宣言とそのガイドラインを尊重できるか?」(2001年7月25日)『精神神経学雑誌』

18 「首に掛けられたロープー日本における精神衛生と死刑」アムネスティ・インターナショナル報告書4ページ(2009年)

19 国連拷問禁止委員会2013年5月採択の日本政府報告書審査に関する総括所見

20 自由権規約委員会の最終見解第16項(CCCPR/C/JPN/CO/5, 2008年10月28日及び29日)「死刑確定者がしばし

② 弁護士、親族の支援を受ける権利

ア 加えて、死刑確定者に告知聴聞権が実効的に保障されるためには、同人に心神喪失ないし心神喪失の疑いがある場合、死刑確定者の法定代理人、保佐人及び親族並びに死刑確定者やこれらの者からの委任を受けた弁護士（以下「受任弁護士」という。）の支援を受ける権利が認められる必要がある。死刑確定者の精神障害の症状が重度であればあるほど死刑執行を停止する必要性は高まるが、それに反比例して、死刑確定者自身が執行停止を求める権利を行使し適正な手続を求めることが困難になるからである。

この点、「死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議」（国連経済社会理事会決議第1984/50号、1984年5月25日）は、「死刑が適用される犯罪で嫌疑をかけられあるいは起訴された者に、すべての段階において適切な弁護人の援助を受ける権利を含む、少なくとも市民的及び政治的権利に関する国際規約14条に定めるのと同等のあらゆる保障を与え」なければならないと定め（付属文書5）、「死刑に直面している者の権利の保護の保障の履行に関する国連決議」（1989年第44回国連総会）は、「死刑が規定されている罪に直面している者に対し、死刑相当でない事件に与えられる保護に加えて、手続のあらゆる段階において弁護士の適切な援助を受けることを含む弁護を準備する時間と便益を与えることによって特別の保護を与えること」を要求している（総会決議1a）。これらは、直接には死刑事件の捜査段階及び公判段階における弁護士の援助を受ける権利を指摘するものと思料されるが、心神喪失ないしその疑いのある死刑確定者の場合は、確定審後の段階においても同様の保護が必要と思料される²¹。

イ 医学的知見を提出する機会の保障

判定手続においては、死刑確定者や親族ら、受任弁護士による意見、証拠の提出が認められるべきであり、その際、医学的知見を提出する機会が保障されなければならない（医師による診察、意見書作成等）。心神喪失は、法的判断によるべきものではあるが、精神医学的な知見を基礎とするものであるからである。

ば長時間単独室に収容され、執行の当日まで事前の告知がなされずに執行されること、いくつかの事例では、高齢者又は精神障害者であるにも関わらず執行を行っていることについても懸念する。」

21 日本弁護士連合会「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」（2004年10月8日付け）は、「死刑が法定刑として規定されている罪に直面している者に対し、そうでない罪の事件で付与される保護に加えて、特別な保護が与えられるべきことは国連総会決議で強く要求されているところである。しかし、わが国の刑事司法制度は、捜査段階、公判段階、刑の確定後、執行段階のいずれにおいても、十分な弁護権、防御権が保障されておらず、国際人権基準に大きく違反している状態にある」と指摘している。

③ 独立性のある判定機関

心神喪失の判定手続は、適正手続保障の要でもある公正な判断が保障されなければならない。最低限、執行機関から独立した機関により判定されなければならない。

この点、国連拷問等禁止委員会は、日本政府に対し、2013年5月に採択された総括所見において、前述のとおり藤間静波の事例などに「深い懸念」を示した上で、「死刑確定者に精神疾患があることについて信頼し得る証拠がある場合は、その全ての事案について独立した検討を確実に行う」旨勧告している。

さらに、自由権規約委員会は、2014年7月に採択された総括所見において、日本の死刑確定者らが「心神喪失の状態にある」か否かを判断するための精神鑑定が独立したものでないことに留意し、日本に対し、「死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みを構築すること」を求めている²²。

④ 必要的開始

そして死刑確定者の処遇の実際を見ると、外部交通も懲役刑受刑者以上に厳しく制約された昼夜間単独室処遇に付される現状にある。本人の心身の健康に多大な負荷がかかるとともに、親族等との絆も絶えがちにならざるを得ない。したがって、心神喪失の判定手続が公平に保障されるためには、親族や支援者等からの審査請求が無くとも審査がなされる必要がある。

⑤ 情報開示

そして、適正手続保障の趣旨に則り、死刑確定者やその親族等や受任弁護士は、上記判定手続に参加できることとし、判定手続の結果は、同人等に詳細に報告される必要がある。判定手続がどのような過程を経て結論に至ったかが関係者に開示されなければ、判定手続が適正に実施されたか否かを検証することができず、死刑確定者が適正な判定手続を求める権利が保障されたことにならないからである。また、究極の刑罰である死刑の執行に当たっては、判定手続の正当性を確保するため、その結果の概要は一般社会にも公表される必要がある。

⑥ 法改正の必要性

これらの手続を実現するためには国の立法が必要となるが、この点、自由権規約6条の生命権は、ただ単に殺されないというだけでなく、国家に

²² 米国においても、死刑制度を保持する州の全てで心神喪失者の死刑執行を認めておらず、いずれの州においても何らかの判定手続が設けられていること、連邦最高裁のフォード判決がフロリダ州法の定める判定手続について聴聞の機会の不付与や全面的に行政の内部決定であるという点で、手続的デュー・プロセスに反すると判断したことについては、次ページ「③諸外国の状況」参照。

対して一定の作為を求める積極的な側面も併せ持つのであり、締約国には、生命の恣意的な剥奪を防止する措置や生存を確保する措置をとることも求められるのである²³。

⑦ 小括

以上のとおり、刑事訴訟法479条1項の審査においては、適正手続保障の趣旨に則り、死刑確定者に執行時期の事前告知が保障されなければならず、親族等ないし受任弁護士の支援を受ける権利、精神医学的な知見を提出する権利（医師による診察、意見書作成等）が認められ、親族や支援者等が存在しない死刑確定者にも心神喪失の状態に関する判定手続が開始され、執行機関から独立した機関により判定される手続が創設される必要がある。そして、判定手続の結果は、親族等に詳細に報告されるとともに、概要は一般社会にも開示される必要がある。

(5) 諸外国の状況

ここで比較法的な検討も加えることとするが、欧米先進国は米国を除きほとんどが死刑を廃止（事実上の廃止を含む。）しているため、死刑確定者が心神喪失の場合の取扱いについての情報を得ることは困難である²⁴。よって、以下は米国の事情を紹介するに留める。

① 「心神喪失の状態」に関する米国の議論及び適用状況

ア 米国連邦最高裁判所は、刑の確定後、心神喪失状態に陥った者に死刑を執行することは合衆国憲法第8修正（残酷で異常な刑罰の禁止）に違反すると判示し（フォード判決 [Ford v Wainwright, 477 U.S. 399 (1986)]）、その憲法違反性を明確にした^{25, 26}。

すなわち、同判決のこの事案では、第1級謀殺罪にて死刑を言い渡された死刑囚について、心神喪失を示す事情は犯行時、事実審理時、量刑手続時のどの時点でも窺われなかったが、その後徐々に精神に異常をきたしているような挙動が目立ち始めたため、弁護人が依頼した精神科医が14か月に及ぶ検診後、重度の精神病であり、死刑執行の理由等を理解していないと所見を述べたことを踏まえて、弁護人が州法による受刑能力判定手続を請求した。フロリダ州知事が3名の精神科医で構成され

23 宮崎繁樹編著「解説国際人権規約」（1996年）128ページ（阿部浩己）

24 2015年に改訂された国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール、決議E/CN.15/2015/L.6/Rev.1）においても、精神的な障害等のある被拘禁者の外部病院への移送等を定めた規則はあるが（規則109, 110）、死刑確定者に関する規則は定められていない。

25 清水真「Ford v. Wainwright, 477 U.S. (1986)」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向』537ページ（中央大学出版部、2016年）

26 次いで、2002年に連邦最高裁は、アトキンス対ヴァージニア事件（536 U.S. 304 (2002)）において、精神遅滞（知的障害）のある人を処刑することは、修正第8条の残酷で異常な刑罰の禁止に違反すると判示した（「補遺：死刑と精神障害者に関する勧告及び報告」『精神障害・知的障害を持つ死刑事件被告人を弁護する実務家のためのガイド』田鎖麻衣子仮訳）。対象者は、IQが59（軽度の精神遅滞）で、知的年齢9～12歳であった（川本哲郎「精神障害と死刑」産大法学40巻03/04号28ページ）。

る委員会に判定を囑託し、約30分間の診察後、各自個別に意見書が提出され、いずれも死刑受刑能力を肯定する内容であった。そのため、弁護人が裁判所に人身保護請求を申し立てた。

連邦最高裁は、州法上の死刑受刑能力判定手続は合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス基準に反する、と判示した。

具体的には、相対多数意見は、フロリダ州法が定める判定手続は、

- i 死刑確定者側の主張・情報を全く反映させることができない、
- ii 州が任命した精神科医の見解に反駁する機会がない、
- iii 全面的に行政の内部決定であるという点で、手続的デュー・プロセスに反する

と判断している。

パウエル裁判官の一部補足意見では、完全な対審手続を要するものではなく、訴追機関から独立した機関にて、十分かつ公平な聴聞の機会が保障され、死刑囚と州が提出する鑑定意見を含む全ての証拠が判定されるなら、デュー・プロセスの要求は充足される、と指摘している²⁷。

イ また、同裁判所は、精神障害を理由とする死刑受刑能力の欠如が訴えられた人身保護請求において、テキサス州では同州裁判所が死刑適応能力の判定をする制度となっていたところ、州裁判所が、審問を行うことなく、あるいは死刑確定者側に専門的証拠を提出する適当な機会を与えずに死刑適応能力の決定を行った点につき、フォード判決の保障する最低限の手続的保障すら与えていないと判断した（パネッティ判決 [Panetti v. Quarterman, 551 U.S. 930 (2007)]）²⁸。

同判決は、具体的には、

- i 心神喪失である旨の一応の証明がなされたならば、審問を受ける機会が保障されなければならない、
- ii 適正手続の要請に照らせば、受刑能力の判定が州の委嘱した精神科医の実施にかかる検査のみであることは不相当であり、弁護人側も精神医学上の証拠を提出する機会を保障されるべきである、
- iii 妄想によって死刑執行の理由に対する合理的理解を欠く場合には、死刑受刑能力は否定されるべきである。具体的には、自己の犯罪と刑罰に関して自覚は持っているものの、重度の妄想のために、共同体が共有する犯罪と刑罰の理解とはかけ離れた認識を持つに至っている場

27 清水誠前掲28 540ページ

28 横藤田誠「憲法から見た精神障害者と死刑」高岡健ほか『死刑と精神医療』139-140ページ（批評社、2012年）

合には、死刑執行は応報的価値に疑問がある、と判示した²⁹。

この事案では、妻の両親を射殺した死刑確定者は、死刑を受けることは認識していた。しかし、同人は、「悪魔及び暗黒の力と、神・天使及び光の力との間の霊的な闘いの一部」として死刑を捉え、「州が死刑を望むのは彼の伝道をやめさせるため」との妄想に支配されていた。弁護人は、かかる妄想に支配されている死刑確定者は死刑の理由について「理性的理解力」を欠いていると主張した。連邦控訴裁判所は、「心神喪失」の定義を自分の行った犯罪と死刑との関連を知らないこととした上で、死刑確定者が州は自分の伝道をやめさせるために死刑を執行しようとしているという妄想を抱いているとしても、犯罪と刑罰の関連は分かっているから受刑能力はある、と判示した。

これに対し、連邦最高裁は、控訴裁判所のこの基準は制限的に過ぎて憲法第8修正に違反する、死刑確定者が犯罪と刑罰の関連を知っていたとしても、それが精神疾患による妄想によって歪められている場合、そのような死刑執行に応報的価値があるとはいえない、受刑能力があるというためには、死刑執行の理由について理性的理解力が必要である、と判示した³⁰。

ウ 以上のことから、連邦最高裁は、心神喪失の状態における死刑執行停止に関して、以下の見解に立っているものと思料される。

- i 刑の確定後、心神喪失状態に陥った者に死刑を執行することは、憲法違反（残酷で異常な刑罰）である。
- ii 心神喪失である旨の一応の証明がなされたならば、審問を受ける機会が保障されなければならない。
- iii 審問手続（死刑受刑能力判定手続）においては、適正手続の要請に照らし、完全な対審手続を要するものではないが、執行機関から独立した機関にて、死刑確定者側（弁護人含む）に十分かつ公平な聴聞の機会が保障され、死刑確定者側（同上）と執行機関が提出する精神医学上の鑑定意見を含む全ての証拠が判定される機会が保障されるべきである。
- iv 妄想によって死刑執行の理由に対する合理的理解を欠く場合には、死刑受刑能力は否定されるべきである（自己の犯罪と刑罰に関して共

29 清水真前掲28 544ページ

30 横藤田誠「憲法から見た精神障害者と死刑」高岡健ほか編『死刑と精神医療』136ページ

同体が共有する犯罪と刑罰の理解とはかけ離れた認識を有する場合)。

エ 米国の各州の実情

米国においては、死刑制度は州法によって規定されており、死刑を保持する州の全てで心神喪失者の死刑執行を認めておらず³¹、いずれの州においても、何らかの判定手続が設けられている。

心神喪失の基準(定義)としては、死刑の意味を理解しているという「理解面の基準」(認識能力)が第一に挙げられることが多いが、米国では不服申立ての手段が多いこともあって³²、「執行の最後の瞬間まで、弁護士を助けて上訴等の法的手続を行う能力」という「援助面の基準」(防御能力)も重視されている³³。2007年時点では、「心神喪失」の定義として、認識能力を欠くことを意味するという州・地域が18、これに加えて、認識能力又は防御能力を欠くことを基準とする州・地域が13、定義のない州・地域が7であった³⁴。この認識能力の意味として、連邦最高裁は、前記パネッティ判決において、死刑確定者が死刑を受けることを認識しており、犯罪と刑罰の関連を知っていたとしても、受刑能力があるというためには、死刑執行の理由について合理的に理解していることが必要である、と判断している。

(6) 刑事訴訟法479条1項の死刑執行停止条項に関する総括

以上に検討したとおり、刑事訴訟法479条1項が規定する「心神喪失の状態」である場合の死刑執行停止に関し、死刑確定者の権利、「心神喪失の状態」の定義、「心神喪失の状態」であることの判断手続については、以下のとおりと解すべきである。

- ① 刑事訴訟法479条1項に「心神喪失の状態」であれば死刑の執行を必要的に停止するとの条項がありながら、「心神喪失」の状態を判定する手続が法定されていないことは重大な問題であり、適正手続保障に欠ける疑いがある。
- ② 死刑が生命を奪うという究極の刑罰であることからすれば、死刑確定者は、死刑執行の直前まで再審請求権が保障され、誤判から自己の生命を防御する機会が与えられるとともに(刑事訴訟法439条1項2号)、憲法31条、自由権規約6条1項、4項に準じ、心神喪失による死刑執行の必要

31 横藤田誠「心神喪失者の死刑執行をめぐる法的議論」精神神経学雑誌107巻7号(2005年)682ページ。

32 死刑事件では「9段階」の審査が行われる。第1審判決後、州の直接上訴手続があり、その後連邦最高裁判所への裁量上告が認められている。その後、新証拠が発見された等の場合には州の裁判所への人身保護請求を求めることができ、その判断に対しては上訴、連邦最高裁への裁量上告がさらに認められる。その後も連邦の裁判所への人身保護請求手続が用意されており、連邦地裁、連邦巡回控訴裁判所、連邦最高裁への裁量上告という3段階の審査が可能である(笹倉香奈「死刑事件の手続」法学セミナー732号46ページ)。

33 中島直「死刑適応能力及び再審請求能力が問われた事例」中谷陽二編『責任能力の現在』220ページ(金剛出版、2009年)

34 横藤田誠「憲法から見た精神障害者と死刑」高岡健ほか『死刑と精神医療』135~136ページ

的停止を求め、適正な手続にて判定を受ける権利を有する。

- ③ 刑事訴訟法479条1項に関するかかる死刑確定者の権利性及び死刑執行の直前まで死刑確定者に再審請求権を認めている再審制度自体が、有罪判決を受けた本人に死刑執行の直前まで判断能力（認識能力と防御能力）があることを当然に前提としていることを勘案した場合、刑事訴訟法479条1項の「心神喪失の状態」は、死刑執行が迫っていることとその理由を認識する能力（認識能力）又は死刑若しくはその執行を不当若しくは違法とする情報を弁護人や裁判所に伝える能力（防御能力）を欠いた状態と理解されるべきである。
- ④ 刑事訴訟法479条1項において「認識能力」があると言えるためには、死刑確定者が死刑執行の理由について合理的に理解していること（自己の犯罪と科される刑罰について合理的理解が可能であること）が必要であり、妄想によって死刑執行の理由に対する合理的理解を欠く場合には、認識能力があるとは言えず、死刑受刑能力は否定されるべきである。
- ⑤ 刑事訴訟法479条1項の判定手続は、適正手続保障の趣旨に則り、死刑確定者に執行時期の事前告知が保障されなければならない、親族等ないし受任弁護士の支援を受ける権利、精神医学的な知見を提出する権利（医師による診察、意見書作成等）が認められ、親族や支援者等が存在しない死刑確定者にも公平に判定手続が保障されるため、「心神喪失の状態」に関する判定手続は必然的に開始され、執行機関から独立した機関により判定される手続が創設される必要がある。そして、判定手続の結果は、親族等に詳細に報告されるとともに、概要は一般社会にも開示される必要がある。

5 本件死刑確定者らの精神状態についての判断

本件死刑確定者ら8名が「心神喪失の状態」であるかについての認定判断は、別紙2の第1から第8までに記載のとおりであり、本件死刑確定者ら8名はいずれも「心神喪失の状態」にあるか、その疑いが強いと判断できる。

6 結論

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告することが相当である。

以上

(文献目録)

- ① 横藤田誠「憲法から見た精神障害者と死刑」高岡健ほか編『死刑と精神医療』126ページ
2012年)
- ② 横藤田誠「アメリカにおける Insanity Defense—合憲性の問題を中心に—」中谷陽二編『責任能力の現在・法と精神医学の交錯』231ページ(金剛出版, 2009年)
- ③ 中島直「死刑執行への精神科医の関与についての文献的調査」精神神経学雑誌104巻3号229ページ(2002年)
- ④ 中島直「死刑執行への精神科医の関与に関する学会声明に向けて」精神神経学雑誌107巻7号676ページ(2005年)
- ⑤ 中島直「死刑適応能力及び精神請求能力が問われた事例」中谷陽二編『責任能力の現在・法と精神医学の交錯』209ページ(2009年)
- ⑥ 北潟谷仁「刑事裁判と訴訟能力」中谷陽二編『責任能力の現在・法と精神医学の交錯』197ページ(2009年)
- ⑦ 北潟谷仁「死刑と精神鑑定」法と精神医療学会編『法と精神医療』第30号25ページ(2015年)
- ⑧ 北潟谷仁「心神喪失・耗弱及び訴訟無能力と再審, とくに死刑との関連で」『季刊刑事弁護』75号97ページ(2013年)
- ⑨ 笹倉香奈「死刑と適正手続」龍谷法学47巻4号148ページ(2015年)
- ⑩ 笹倉香奈「死刑事件の手続」法学セミナー732号46ページ(2016年)
- ⑪ 小早川義則「スーパー・デュー・プロセスについて」名城ロースクール・レビュー28号1ページ(2013年)
- ⑫ 小早川義則「スーパー・デュー・プロセスと死刑廃止論」名城ロースクール・レビュー29号57ページ(2013年)
- ⑬ 川本哲郎「精神障害と死刑」産大法学40巻03/04号14ページ(2007年)
- ⑭ デービット・T・ジョンソン(菊田幸一訳)「密かに人を殺す国家日本の死刑」(上)(下)自由と正義58巻9号111ページ, 58巻10号91ページ(2007年)
- ⑮ 清水真「Ford v. Wainwright, 477 U. S (1986)」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向』537ページ(2016年)
- ⑯ 大出良知「刑事訴訟法435条6号の『原判決において認めた罪より軽い罪』の意義」『現代法学』第26号
- ⑰ 杉本一敏「Panetti 判決」英米刑事法研究会編『英米刑事法研究(13)』340ページ(比較法学42巻2号)
- ⑱ 徳川信治「自由権規約6条と死刑問題(1)」立命館法学239号(1995年)
- ⑲ 新屋達之「再審請求と訴訟能力—袴田事件第2次再審請求意見書」大宮ローレビュー第5号138ページ

(別紙1) 本件死刑確定者

	氏名	収容拘置所
1	A	東京
2	B	東京
3	C	大阪
4	D	仙台 (支所)
5	E	東京
6	F	東京
7	G	東京
8	H	東京